

全難聴発第 16-011 号

平成 28 年 6 月 22 日

総務省自治行政局選挙部管理課選挙管理官 小谷 克志 様

一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
理事長 新谷 友良

参議院選挙の要約筆記に関する要望

時下、ますますご清祥の段お慶び申し上げます。また、平素より私ども中途失聴・難聴者の福祉向上にご理解ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当連合会は中途失聴・難聴当事者を代表する全国組織として、中途失聴・難聴者の権利擁護のためにさまざまな取り組みをしております。

さて参議院議員選挙が 7 月 10 日投票予定とされています。

については中途失聴・難聴者の参政権保障のため、以下の通り要望いたします。

1. 要約筆記者について

6 月 19 日に施行された改正公職選挙法で、第百四十三条第一項の規定による選挙運動のために使用する要約筆記のために使用する者に、報酬支払いを解禁することが盛り込まれています。聞こえにくい方の政治参加のために、すでに手話通訳が認められていましたが、改選公選法で、手話のわからない聴覚障害者へも演説会等の内容が要約筆記によって伝えることが可能になったこと、大きな進展であると考えています。

しかし、私たちの知る権利はまだ整備の途上です。今回の選挙を通じて、要約筆記について周知徹底を進め、必要とされる全国民が活用できるように関係機関に働きかけをお願いします。

2. 候補者の演説等での要約筆記者の身分について

公職選挙法により「選挙運動に従事する者のうち、専ら要約筆記のために使用する者」には「報酬を支払うことができる」とされていますが、要約筆記者は選挙運動に従事する者ではなく、聴覚障害者を含む国民一人一人の権利擁護の観点から通訳サービスを提供する専門職であることが、倫理綱領に掲げられています。

要約筆記者の社会的信用と公正・中立を保障するため、要約筆記者を「選挙運動に従事する者」に含めないでください。

3. 聴覚障害者の参政権保障について

聴覚障害者の参政権は、十分保障されているとはいえません。現行の公職選挙法では、参院選選挙区ではテレビの政見放送には手話通訳、字幕がつきません。

また街頭演説会等に字幕や手話通訳、要約筆記といった情報保障手段が部分的にしか認められていません。

聴覚障害ゆえに不公平な状況にあり、基本的人権が奪われています。

今後の選挙において、個人演説会、選挙公報など政党・候補者の政見を訴える場面において、手話通訳、字幕、要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助等の聴覚障害者・盲ろう者に対する情報保障が全面的に実施されますよう、早急にご検討ください。

上記3点につき、よろしくご対応をお願いいたします。

<参考>

要約筆記者の倫理綱領

<http://zenyouken.jp/rinri/>

[事務局]

(一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

〒162-0066 東京都新宿区市谷台町 14-5

MSビル市ヶ谷台 1F

TEL 03-3225-5600

FAX 03-3354-0046

事務局長 佐野 昇